



菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728

動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見当たらない。

したがって、本件動物フィギュアには、制作者の個性が強く表出されているということとはできず、その創作性は、さほど高くないといわざるを得ない。

してみると、本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、**著作物には該当しない**と解される」

妖怪フィギュアに係る模型原型は、石燕の「画図百鬼夜行」を原画とするものと、そうでないもののいずれにおいても、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるものと認められるから、**応用美術の著作物に該当する**というのが相当である。



とりやま せきえん